第四条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2　本会は、基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づく会費等の免除申請において、当該申請をした外国特別会員が第四条の会費等免除申請書を提出した時までに免除期間中の会費等を納付しているときは、当該免除期間中の会費等を還付する。

第三条の次に次の五条を加える。

（基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づく免除申請手続）

第四条　基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする外国特別会員は、次に掲げる事項を記載した会費等免除申請書及び誓約書兼育児予定書（別記様式）を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

一　子の氏名及び子の出生した日

二　多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合は、その旨

三　免除を申請する期間

四　基本規程第六十六条の二第三項の規定により外国特別会員の会費等の免除の期間に準用される育児期間中の会費免除に関する規程（会規第九十八号）第二条に規定する免除期間中の会費等を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

（添付書類）

第五条　前条の会費等免除申請書には、戸籍謄本又は子との関係が明らかになる住民票を添付しなければならない。

（育児の実績を記載した書類の提出）

第六条　基本規程第六十六条の二第二項の規定により会費等の免除を受けた外国特別会員は、免除期間中、毎月、育児の実績を記載した書類を作成し、翌月末日限り、本会に提出しなければならない。

2　第九条第二項の規定により会費等の還付を受けようとする外国特別会員は、免除期間中の会費等を納付した月ごとに作成した育児の実績を記載した書類を、第四条に規定する申請に際して提出しなければならない。

（免除の取消し）

第七条　本会は、外国特別会員が前条第一項の育児の実績を記載した書類を提出せず、又は育児の実績が著しく不足する等免除を取り消すべき事情が判明した場合には、免除を取り消すべき事情が生じた月に遡って、会費等の免除を取り消すことができる。

2　前項の規定により免除を取り消された外国特別会員は、本会が指定する日までに所属する弁護士会を経て、本会に対し、免除を取り消された期間に係る会費等を納めなければならない。

（免除の失効）

第八条　基本規程第六十六条の二第二項の規定による会費等の免除は、当該申請の対象とした子が免除期間の満了前に死亡した場合その他子の育児を必要としなくなる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当然に効力を失う。この場合において、同項の規定により会費等の免除を受けた外国特別会員は、速やかに、所属する弁護士会を通じて、当該事由が生じた旨を届け出なければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

（基本規程第六十六条の二第一項と第二項との関係）

第十一条　基本規程第六十六条の二第一項の規定に基づく会費等の免除申請は、同条第二項の規定に基づく会費等の免除申請を妨げない。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条関係）

**誓　約　書**

日本弁護士連合会会長　殿

私は、外国特別会員基本規程第66条の2第2項の規定に基づく会費等免除申請を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1　育児と弁護士業務との両立を支援するものである育児期間中の会費等免除制度の趣旨を十分に理解した上で、この制度を利用すること。

2　この制度の趣旨に反する利用はしないこと。

3　外国特別会員の会費免除の手続に関する規則第7条の規定により免除を取り消された場合は、免除を取り消された期間に係る会費等を貴会の指定日までに納めること。

以上

年　月　日

申請者（住所）

（氏名）　印

注　職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。

**育　児　予　定　書**

私は、以下の育児を行うことを予定しています。

□ 授乳・ミルク　□ 子の食事準備・介助　□ 託児施設等の送り・迎え

□ おむつ替え　□ 子の衣類の洗濯・着替え　□ 子の寝かしつけ

□ 子の入浴　□ その他（　　）

附　則

第一条、第二条の見出し及び同条第三号並びに第四条から第十一条まで並びに別記様式（新設）の改正規定は、育児期間中の会費免除に関する規程の施行の日から施行する。

## 特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正公告

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項各号を次のように改める。

一　登載　一万五千円

二　登載事項の変更　二千円

附　則

第十一条第一項各号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正公告

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　弁護士であった者が弁護士名簿に登録した場合であって、登録取消し時に返還された弁護士記章の裏面に第十条第二項の規定により再交付の旨及びその回数が刻されていたときは、交付する弁護士記章の裏面に再交付の旨及び登録取消し時における再交付の回数を刻する。

附　則

第三条第二項から第四項までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。